

SuperGuide 判決：

「A、BおよびCの少なくとも1つ」はどう解釈されている？

筆者：ケビン・クラボフスキ (Kevin A. Kuelbs) & アレック・ソーバニ (Alec Sobany)

「A、BおよびCの少なくとも1つ」 (“at least one of A, B, and C”) という文言は、どう解釈されるべきでしょうか。A、BまたはCが選択肢である選択肢的記載として理解されるべきでしょうか。それとも、A、BおよびCは全て必要である接続詞として解釈されるべきでしょうか。過去にどちらの解釈も地方裁判所及び連邦巡回区控訴裁判所 (CAFC) により使われましたが、接続詞解釈はとりわけ、事実特定の事件のみに適用されました。特に、CAFCは、リストの修飾語 (例えば、「、、、の少なくとも1つ」 (at least one of)) の扱いが列挙された要素 (例えば、A、BおよびC) の全てに適用されることを求める文法原則の適用に重点を置きました。

SuperGuide 事件^[1]において、CAFCは、DirecTVが「、、、の少なくとも1つ」という文言を接続詞として解釈するべきであるとの主張をサポートした地方裁判所判決を維持しました。*SuperGuide* 事件において争点となった限定が、「所望のプログラム開始時間、所望のプログラム終了時間、所望のプログラムサービス**および**所望のプログラム種類の**少なくとも1つ**」 (“*at least one of* a desired program start time, a desired program end time, a desired program service, **and** a desired program type”) でした。*SuperGuide* は、「、、、の少なくとも1つ」は、所望のプログラム開始時間などの列挙された項目の1つのみ又は複数を指していると主張しました。反対に、DirecTVは、「、、、の少なくとも1つ」は所望のプログラム開始時間、所望のプログラム終了時間、所望のプログラムサービス**および**所望のプログラム種類との4つのカテゴリのそれぞれから1つの項目を指していると反論しました。CAFC及び地方裁判所は共に、DirecTVに同意し、「、、、の少なくとも1つ」は文法上、それらの4つのカテゴリのそれぞれの修飾語であるとの判定を下

しました。CAFCは、標準英語使用書“*Elements of Style*”（その作者ら“*Strunk and White*”にも言及され）を引用して、「一連の項目の全てに適用される前置詞の冠詞は必ず、最初の項目の前だけに用いられるか、或いは各項目の前に繰り返し用いられる」との判定を下しました。CAFCは、選択肢的記載の例として、「『春、夏または冬において』は、『春において、夏において、または冬において』を意味する」と説明しました。

SuperGuide 事件の接続詞解釈が適用された1つの例が、*Ex parte Jung* 事件^[2]です。当該事件において、争点となった限定が、「接続分岐およびコンテンツ接続リストの少なくとも1つを含む接続関係」（“the connection relation including **at least one of** a connection branch **and** a contents connection list”）でした。米国特許商標庁の特許審判部（PTAB）は、*SuperGuide* 判決に基づいて、この限定を、接続関係は接続分岐の少なくとも1つ及びコンテンツ接続リストの少なくとも1つを含むことが必要として解釈しました。

もう1つの例として、CAFCは、*SIMO* 事件^[3]において、20年近くぶりに再び*SuperGuide* 判決を再考しました。*SIMO* 事件において、争点となった限定が、「**複数の**メモリ、プロセッサ、プログラム、通信回路、加入者識別モジュール（SIM）カードおよび／またはメモリに格納された認証データ、および非局所通話データベース」（“**a plurality of** memory, processors, programs, communication circuitry, authentication data stored on a subscribed identify module (SIM) card and/or in memory and non-local calls database”）でした。CAFCは、「*SuperGuide* 判例で示されたように、リストの直後に使われた単語から、『複数の』（‘a plurality of’）との語句はリストの個々の項目に適用されていることが明らかである」と示しました。

このように、*SuperGuide* 事件において認定されたその制限された解釈争点は、20年近く経ってからCAFCが*SIMO* 事件において再考したことによって、クレームのドラフティング時の訓話として警鐘を鳴らしています。それまでの間、地方

裁判所は、多岐にわたる意味深長な方法を見いだして、様々なクレーム解釈を *SuperGuide* 事件で説明された解釈から区別しました。

Firtiva 事件^[4]において、地方裁判所は、*SuperGuide* 判決における接続詞解釈から外れた判断を下しました。*Firtiva* 事件において争点となった限定が、「TVチャンネル、コンテンツ名、タイムスタンプ、タイムスライスおよびスポンサー識別の少なくとも1つを備えるデータ」 (“the data comprising **at least one of** a TV channel, content name, timestamp, time slice, **and** sponsor identification”) でした。テキサス州東部地区連邦地方裁判所 (EDTX) は、当該限定は、選択肢的記載として、「TVチャンネル、コンテンツ名、タイムスタンプ、タイムスライスまたはスポンサー識別の1つ又は複数を用意するデータ」と解釈されるべきであるとの判定を下しました。この解釈の理由の1つは、データは何かの基準としても機能しておらず、むしろ、視聴者の先のコンテンツ選択の結果を反映しているものであるからでした。そのように、裁判所は、データが限定に記載された全ての基準を満たす必要はないと判定しました。

同様に、*Fujifilm* 事件^[5]において、地方裁判所は、*SuperGuide* 判決を適用することを拒みました。争点となった限定が、「前記ディスプレイは、画像を無線電話から装置へ送信するための画像送信モード、文字を受信するためのメール受信モード、および文字を送信するためのメール送信モードの少なくとも1つのための選択を用意するメニューを含む」 (“wherein said display includes a menu comprising selections for **at least one of** a transmit image mode for transmitting an image from the wireless telephone to an apparatus, a receive mail mode for receiving characters, **and** a transmit mail mode for transmitting characters”) でした。裁判所は、当該限定を選択肢的記載として解釈しました。その理由の1つは、接続詞解釈は当該発明の目的に合わないからでした。地方裁判所によれば、明細書に照らして限定を検討すると、画像を無線電話から装置へ送信するための画像送信モード、文字を受信する

ためのメール受信モード、または文字を送信するためのメール送信モードの少なくとも1つと解釈され得ます。

要約すると、*SuperGuide* 判決により、「A、BおよびCの少なくとも1つ」との語句の接続詞解釈が示された一方で、この解釈はとりわけ、事実特定の事件のみに用いられています。しかしながら、誤解のないように記すと、修飾語がカテゴリの複数形リストとして解釈され得るので、修飾語がそれに続いた全ての特徴に適用されることを意図しない場合、リストに対し、修飾語（例えば、「、、、の少なくとも1つ」（at least one of）、「複数の」（a plurality of）など）を使うことを避けたほうが賢明とも言えます。それに代わる方法として、選択肢的記載として解釈されるために、クレームのドラフティング時に「および」（and）の代わりに「または」（or）を使い得ます。例えば、選択肢的記載として解釈されるために、上記語句は、「A、BまたはC」（“A, B, or C”）に修正することができます。

引用判例

[1] *SuperGuide Corporation v. DirecTV Enterprises, Inc.*, 358 F.3d 870 (Fed. Cir. 2004).

[2] *Ex parte Jung*, Appeal No. 2016-008290 (P.T.A.B. March 22, 2017).

[3] *SIMO Holdings Inc. v. Hong Kong uCloudlink Network Technology Limited*, 983 F.3d 1367, 1376-80 (Fed. Cir. 2021).

[4] *Firtiva Corporation v. Funimation Global Group, LLC*, No. 2:21-cv-00111-JRG-RSP, 2022 WL 23165, **6-8, (E.D. Tex. Jan. 3, 2022).

[5] *Fujifilm Corporation v. Motorola Mobility LLC*, No. 12-cv-03587-WHO, 2015 WL 1265009, **7-9 (N.D. Cal. Mar. 19, 2015).